

愛媛県がん対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本人の2人に1人ががんに罹り、3人に1人が、がんで亡くなると言われる中、本県においても、依然として、がんは死亡原因の第1位(R4:がん死者数4,550人(全死亡者数の22.8%))を占めており、県民の生命や健康に対する重大な脅威と言える。第3期計画に基づく6年間の様々な取組みにより、医療・相談支援等の体制整備は着実に進み、令和4年の75歳未満年齢調整死亡率は69.7と、平成28年から10以上低下したものの、全体目標として掲げた67.9以下には届かなかった。

本計画では、がん患者等に対する社会的支援の充実等の新たな課題にも対応しつつ、引き続き、予防・医療・共生を柱とした総合的ながん対策に県民総ぐるみで取り組み、「がんになっても安心して暮らせる地域社会」の実現を目指す(計画期間:令和6年度から6年間)。

2 基本方針

- 1 がん医療の均てん化及び効率的かつ持続可能ながん対策の実現
- 2 がん患者を含む県民の視点に立ったがん対策の実施
- 3 予防・医療・共生を柱とする県民総ぐるみのがん対策の推進

3 本県独自の取組み

- 1 在宅緩和ケア推進モデル事業の効果検証と県内全域への普及
- 2 がん登録を活用した研究の推進(地域課題の把握と対策の立案)
- 3 がん患者の就労継続に向けた支援の充実
- 4 高校生が療養中も切れ目なく教育を受けられる環境の整備

4 全体目標

I 【予防】科学的根拠に基づくがんの予防・がん検診の充実

- (1) がんの予防(1次予防)
- (2) がんの早期発見(2次予防)

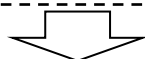
II 【医療】患者本位の安全・安心で質の高いがん医療の提供

- (1) がん医療提供体制等の充実
- (2) 希少がん・難治性がん対策の推進
- (3) 小児がん及びAYA世代(※)のがん対策の推進(※AYA世代: Adolescent and Young Adult…本計画では15~39歳としている。)
- (4) 高齢者のがん対策の推進
- (5) 新規医療技術の速やかな医療実装
- (6) 人材育成と教育環境の整備
- (7) がん登録の充実と活用促進

III 【共生】がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

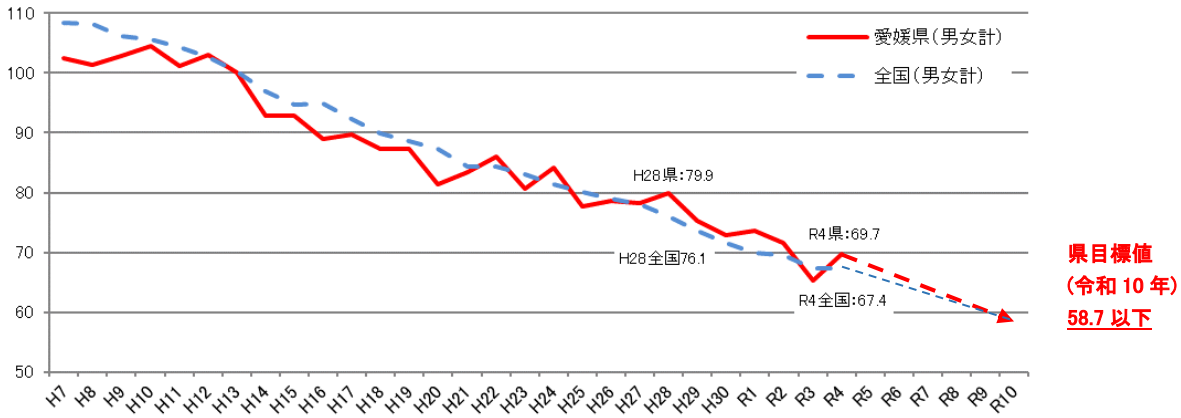
- (1) 相談支援及び情報提供
- (2) 社会連携に基づくがん対策
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
- (5) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

ロジックモデルの活用によるPDCAサイクルの実効性の確保



◎ 予防・医療・共生を柱とした総合的な取組みにより、死亡率58.7以下を目指す！

[県民総ぐるみの総合的な取組みにより、死亡率の低下を加速させ、全国平均以下とする。]



**県目標値
(令和10年)
58.7以下**

	← 実績						目標 (愛媛県) →						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
愛媛県	79.9	75.2	72.8	73.6	71.5	65.2	69.7	67.8	66.0	64.2	62.4	60.5	58.7
全国	76.1	73.6	71.6	70.0	69.6	67.4	67.4	65.9	64.5	63.1	61.6	60.2	58.7

※全国において平成28年から令和4年までの6年間の低下率を維持した場合の6年後の数値58.7以下を目指す。

(令和4年までの実績は、国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より)

5 計画を推進するために必要な事項

- (1) がん対策に係る関係者(県民、行政、医療機関、検診機関、事業主等)の役割と協力
- (2) 県民総ぐるみのがん対策の推進

◎ 本県のがん医療提供体制の概要

国指定のがん診療連携拠点病院(拠点病院7病院)や県指定のがん診療連携推進病院(推進病院8病院)において、専門的ながん医療が提供されているほか、がん相談窓口が設置され様々な相談支援・情報提供等に取り組んでいる。



- ◎都道府県がん診療連携拠点病院
がん診療の質の向上及び医療機関の連携協力体制の構築に関し、各都道府県のがん医療の中心的な役割を担う医療機関で、愛媛県では四国がんセンターが指定されている。
- 地域がん診療連携拠点病院
二次医療圏単位を目安に指定され、地域のがん医療の拠点としての役割を担う医療機関で、愛媛県では、愛媛大学医学部附属病院等6病院が指定されている。
- 愛媛県がん診療連携推進病院
国指定の「拠点病院」の機能・役割を補完し、がん診療の中核的役割を担う医療機関の裾野を拡大するため、県独自に拠点病院に準ずる診療機能を有する8病院を指定している。拠点病院のない宇摩圏域及び八幡浜・大洲圏域にも指定しており、がん医療提供体制の均てん化を進めている。